



他社の特許出願について、権利化を阻止する手段として情報提供という制度があることを知りました。情報提供を行うための条件や、メリット・デメリットについて教えてください。

(東京都 T. I)



1. 情報提供制度の概要

情報提供制度とは、特許出願(以下、出願)について、その出願の拒絶理由や無効理由に関する情報を提供できる制度です(特許法施行規則13条の2等)。

主に、補正要件、新規性および進歩性、先願、ならびに記載要件に関する拒絶理由または無効理由について情報提供を行うことができます。提供された情報は、出願の審査等で活用されます。

2. 情報提供の条件

(1) 時期

情報提供は、出願が特許庁に係属している間であれば、いつでも行うことができます。

また、設定登録された後でも可能です。ただし、権利化を阻止する目的で情報提供する場合には、査定前に行う必要があります。

(2) 情報提供者

情報提供は、誰でも行うことができます。また、匿名での情報提供も可能です。

(3) 提出できる資料

情報提供の際には、証拠資料として書類を提出することができます。例え

ば、新規性等を否定するための文献や実験成績証明書が該当します。また、インターネット等の情報の内容をプリントアウトしたものを提出することもできます。

一方で、装置の動作を撮影したビデオテープ等は書類に該当しないため、提出することができません。

3. 情報提供のメリット

情報提供のメリットとして、主に以下の3点が挙げられます。

(1) 権利化を阻止できる点

情報提供は、出願が特許庁に係属している間に行うことができます。そのため、特許異議申立てや特許無効審判と異なり、権利化自体を阻止できる点で、メリットがあります。

(2) 匿名で情報提供できる点

情報提供は匿名で行うことができます。そのため、出願人に貴社の情報を明かさずに権利化を阻止できます。

(3) 費用を抑えられる点

情報提供では、特許庁に手数料を支払う必要がありません。そのため、手数料が必要となる特許異議申立てや特許無効審判に比べて費用を抑えることができます。

4. 情報提供のデメリット

情報提供のデメリットとして、以下の2点が挙げられます。

(1) 審査に関与できない点

情報提供者は提供した情報の説明などのために審査官と連絡を取ることができません。この点は、審判合議体と直接やり取りができる特許異議申立てや特許無効審判よりも劣る点です。

なお、情報提供した出願が権利化された後にその権利に対して特許異議申立てや特許無効審判の請求をすることは可能です。

(2) 情報提供を知られる点

たとえ匿名で情報提供をしたとしても、出願人に情報提供があったことが通知されます。つまり出願人は、その出願の権利化を阻止したい人がいることを知ることができるため、出願人の権利化に対する意欲を高めてしまう恐れがあります。

5. 最後に

情報提供は、権利化を阻止するために有用な制度です。他社の権利化を阻止したい場合には、ぜひ活用をご検討ください。